

税の申告受付が始まります

令和7年分の所得税および復興特別所得税と、令和8年度市・県民税の申告受付が間もなく始まります。

なお、令和7年分の所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出する人は、令和8年度市・県民税申告書の提出は不要です。

各種税申告は、会場の混雑緩和のため、できる限りe-Tax（電子申告）または郵送などによる提出をお願いします。

問合せ

▶所得税および復興特別所得税など

- ・国税相談専用ダイヤル（☎0570-00-5901）
※自動音声案内「0」番を選択
- ・大垣税務署 個人課税部門（☎78-4104）

▶市・県民税

- ・大垣市役所 課税課（☎47-8179）

所得税・復興特別所得税など

申告書の提出は、e-Taxや郵送で！

スマートフォンとマイナンバーカードを利用した 「ご自宅などからのe-Tax申告」

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成とe-Taxによる送信ができます。

「確定申告書等作成コーナー」の操作方法やマイナポータルとの連携などについて、国税庁HPにおいて動画でご案内しています。



作成コーナーHP

書面の郵送は「名古屋国税局 業務センター」へ

申告書、申請書および添付書類などの提出先は表のとおりです。

提出方法	提出先
書面（郵送）	〒460-8527 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎 名古屋国税局 業務センター
書面（窓口）	大垣税務署
e-Tax（データ）	

確定申告会場を「情報工房5階」に開設

- ▶開設日／2月16日(月)～3月16日(月) 土・日・祝日を除く
- ▶開設時間／午前9時～午後5時
- ▶ところ／情報工房5階スインクホール
(注1)開設期間中、大垣税務署での申告相談は行いません
(注2)原則、自身のマイナンバーカードとスマートフォンを使って申告します
- ▶持ち物／源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類、スマートフォン、マイナンバーカード（発行時に設定した有効期限内のパスワード「署名用電子証明書（英数字6～16桁）」と「利用者証明用電子証明書（数字4桁）」）が必要
- ▶備考／①情報工房への電話による問い合わせはご遠慮ください
②申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付または、LINEアプリ（※）を利用したオンラインによる事前発行の2つの方法で配付します。なお、整理券の配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります
※国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」する必要があります。国税庁LINE公式アカウントでは、所得税の確定申告に関する情報を検索することができますので、ご利用ください。
- ▶問合せ／大垣税務署 個人課税部門
(☎78-4104) へ



国税庁
LINE公式アカウント

市・県民税 申告書の提出は、郵送や電子申請で！

郵送で提出する場合

申告書に必要事項を記入し署名のうえ、源泉徴収票や控除証明書などの資料の写し、マイナンバーに係る本人確認書類の写しを同封して、下記へ郵送してください。



なお、受付印を押した控えの送付を希望する場合は、必要な切手を貼り、返送先を記入した返信用封筒と、申告書の写しを同封してください。
▶郵送先／大垣市役所 課税課（〒503-8601 丸之内2-29）

インターネットとマイナポータルで申告書の提出が可能！

インターネット（電子申請）を利用して提出できます。市HPの「市・県民税額シミュレーションシステム」を利用し、画面の指示に従って源泉徴収票の数字などを入力して作成した申告書のデータを、電子申請サービスで送信してください。詳しくは、市HPをご覧ください。



市HPから申告

マイナポータルからも電子申告ができますので、ぜひご利用ください。マイナポータルから申告の際は、マイナンバーカードと署名用電子証明書（英数字6～16桁）、利用者証明書用電子証明書（数字4桁）が必要になります。



マイナポータルから申告

情報工房などで提出する場合

市・県民税の申告受付は、下表のとおり情報工房と出張会場で行います。

また、事前に医療費控除明細書の作成や帳簿・書類の整理を済ませておいてください。

申告の際は、次のものをご持参ください。

＜市・県民税の申告に必要なもの＞

- (1)マイナンバーに係る本人確認書類 次の①～③のいずれか
 - ①個人番号カード ②通知カードと本人確認ができる資料
 - ③個人番号が記載された住民票（写し）と本人確認ができる資料
- (2)申告書、筆記用具
- (3)源泉徴収票（原本）
- (4)営業、農業、不動産などの収入がある人は、帳簿・書類など
- (5)各種控除を受けるための証明書など
 - ・医療費控除…医療費控除の明細書
 - ・社会保険料控除…領収書、社会保険料控除証明書
 - ・生命保険料控除、地震保険料控除…保険会社が発行した申告用控除証明書
 - ・障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定書などの証明書
 - ・勤労学生控除…在学を証明する書類
 - ・配偶者特別控除…配偶者の収入金額が分かる書類
 - ・特定親族特別控除…19～23歳未満の扶養親族の収入金額が分かる書類
 - ・寄附金税額控除…受領証など

市・県民税の申告受付	とき（9:00～16:00）	ところ
	主会場 2/16(月)～3/16(月) 土・日・祝日を除く	情報工房2階 多目的研修室 ※期間中、市役所には申告会場を設けていません
出張会場	2/3(火)・4(水)	上石津地域事務所2階 2-1会議室
	2/6(金)	墨俣地域事務所1階 大会議室
	2/9(月)・10(火)	西部研修センター 多目的ホール
	2/13(金)	江東地区センター 多目的ホール
	2/26(木)・27(金)	中川地区センター1階 多目的ホール
	3/5(木)・6(金)	青葉地区センター 多目的ホール

※出張会場で確定申告の受付可。内容によっては受け付けできない場合があります
※例年、各会場の初日の午前に来場者が多い傾向にあります。混雑緩和のため、できる限り少人数で、午後の来場をお願いします